

平成28年6月29日

日本百貨店協会 会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

設計・工事監理の適正な契約締結について

安心・安全で質の高い建築物が発注者に提供されるためには、建築士による設計・工事監理が適切に行われることが必要であり、そのためには、設計・工事監理業務の委託契約の締結が適正に行われることが重要です。このため、延べ面積300㎡を超える建築物についての書面による契約締結の義務や、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した適正な委託料金での契約締結の努力義務等が規定された改正建築士法が、平成27年6月25日から施行されています。

改正建築士法の施行より1年が経過し、建築士に対しては一定程度の周知は進んでいるものの、適正な契約締結のためには、発注者の皆様のご理解、ご協力が必要な状況にあります。

貴団体におかれましては、下記の点について会員の皆様へ周知いただき、設計・工事監理の適正な契約締結にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 延べ面積300㎡を超える建築物については書面による契約締結をすること

事後のトラブルや損害の発生を未然に防止するためには、委託する業務の具体的な内容や方法について十分に理解し、合意した上で契約を締結することが重要です。

延べ面積300㎡を超える建築物の設計・工事監理業務の委託契約にあたっては、書面による契約締結の徹底をお願いいたします。

なお、300㎡以下の建築物についても、法律上の義務はありませんが、トラブル防止のためにも書面による契約締結が望ましいと考えています。

2. 国土交通省の定める報酬の基準に準拠した委託料金での契約締結に努めること

設計・工事監理の質の確保のためには、適正な委託料金で業務が発注されることが重要であり、そのため、設計・工事監理の業務報酬基準が国土交通大臣により定められています（平成21年国土交通省告示第15号）。

設計・工事監理の業務が適切かつ円滑に実施されるためにも、設計・工事監理業務の委託契約にあたっては、業務報酬基準の積極的なご活用をお願いいたします。